

藤女子大学大学院学則

第 1 章 総 則

(設置)

第 1 条 藤女子大学学則第 1 条の 2 に基づき、藤女子大学に大学院を置き、これを「藤女子大学大学院」(以下「本大学院」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 本大学院は、キリスト教精神を基盤とし、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な、高度の能力を養うことを目的とする。

第 3 条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施するものとする。

2 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

(課程)

第 4 条 本大学院の課程は、修士課程とする。

(標準修業年限)

第 5 条 本大学院の標準修業年限は、2 年とする。

2 学生が職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、別に定めるところにより、当該学生(以下「長期履修学生」という。)の標準修業年限を3年又は4年とすることを認めることができる。

(在学期間の上限)

第 6 条 本大学院の在学期間は、休学期間を除き 4 年を限度とする。ただし、長期履修学生の在学期間は、休学期間を除き 6 年を限度とする。

(研究科及び専攻)

第 7 条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

研 究 科	専 攻
人間生活学研究科	人間生活学専攻 食物栄養学専攻

(研究科及び専攻の目的)

第 7 条の 2 人間生活学研究科は、生命と人間の尊厳という価値に由来する理念「共生社会」の実現に貢献できる人材の育成を目指し、複雑化・多様化する現代の生活環境において生じる諸問題を理論的・実践的に研究するとともに、そうした諸問題に取り組むことができる実務家及び実践的研究者を養成することを目的とする。

- (1) 人間生活学専攻は、人間の生き方、生活環境及び生活課題としての福祉という3分野を基軸とする研究を行うことを通して、人間生活の多様な側面を深く学修させ、人間生活に関わる創造的かつ科学的な思考方法を教授し、幅広い視野と多様な価値観に培われた人間性豊かな人材を養成することを目的とする。
- (2) 食物栄養学専攻は、「食品品質分野」、「生体機能分野」、「栄養管理分野」の各分野で研究を行うことを通して高度化・多様化する食と健康の諸課題に取り組み、健全で快適な人間生活の実現を目指して、教育・研究職、病院、施設、行政、食品関連企業などにおいて、専門的能力を活かして活躍できる人材の養成を目的とする。

(定員)

第 8 条 研究科の入学定員及び収容定員並びに所在地は、次の表のとおりとする。

研 究 科	専 攻	入学定員	収容定員	所 在 地
人間生活学研究科	人間生活学専攻	8 名	16 名	石狩市花川南 4 条 5 丁目 7 番地
	食物栄養学専攻	8 名	16 名	

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第 9 条 本大学院の学年は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、4 月 1 日から 9 月 30 日までを前期、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを後期とする。

(休業日)

第 10 条 本大学院の休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (3) 本学創立記念日（9 月 28 日）
 - (4) 夏季休業 8 月 1 日から 9 月 15 日まで
 - (5) 冬季休業 12 月 16 日から翌年 1 月 15 日まで
 - (6) 春季休業 3 月 20 日から 3 月 31 日まで
- 2 休業日については、必要と認める場合に変更することがある。

第 3 章 教員及び運営組織

(研究科長)

第 11 条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、本大学院における授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行う教授をもって充てる。
- 3 研究科長は、研究科委員会の推薦に基づき、学長が任命する。

(研究科委員会)

第 12 条 本大学院に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、本大学院の授業及び研究指導を担当する専任の教員をもって構成する。
- 3 研究科委員会は、本大学院に関する重要事項を審議する。
- 4 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻)

第 13 条 研究科は、それぞれの専攻分野の教育研究を行うために専攻を置き、各専攻に専攻主任を置く。

- 2 各専攻の運営に関する事項は、当該専攻が別に定める。

(事務組織)

第 14 条 本大学院に関する事務を処理するために、必要な事務組織を置く。

第 4 章 教育課程、単位及び履修方法等

(教育方法)

第 15 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

- 2 授業科目及び単位数は、別表第 1 に定める。
- 3 研究指導に関する細目は、別に定める。

(教育方法の特例)

第 15 条の 2 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法)

第 16 条 学生は、所定の授業科目及び単位を修得し、かつ研究指導を受けなければならない。

- 2 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、8 単位を超えない範囲で他の専攻の授業科目を履修させ、これを修了要件単位のうちに含めることができる。

(単位認定)

第 17 条 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院等（国外の大学の大学院等を含む。）の授業科目を履修させ、10 単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

- 2 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、本大学院入学以前に本大学院を含む大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10 単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により修得した単位は、合計10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

第 5 章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第 18 条 本大学院を修了するためには、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科委員会が修士課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(学位論文の審査)

第 19 条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において別に定める審査委員会でを行い、その判定は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会が決定する。

(課程修了の認定)

第 20 条 課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

(学位の授与)

第 21 条 本大学院を修了した者に対しては、修士の学位を授与する。

2 前項の規定により授与する修士の学位は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	学 位
人間生活学研究科	人間生活学専攻	修士(人間生活学)
	食物栄養学専攻	修士(食物栄養学)

(教育職員免許状)

第 22 条 本大学院において、教育職員免許状(中学校専修及び高等学校専修)を取得しようとする者は、授業科目中より教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。ただし、各々に該当する一種普通免許状の取得資格を有する者に限る。

2 本大学院において、取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	免 許 状 の 種 類	免 許 教 科
人間生活学研究科	人間生活学専攻	中学校教諭専修免許状	家 庭
		高等学校教諭専修免許状	家 庭
	食物栄養学専攻	栄養教諭専修免許状	

第 6 章 入学、休学、復学、退学、再入学、留学及び除籍

(入学資格)

第 23 条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (6) その他、本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の時期)

第 24 条 入学時期は、毎学年の始めとする。ただし、研究科委員会が十分な理由があると認めるときは、教育上支障がない限り、学期の始めとすることができる。

(入学の出願)

第 25 条 入学志願者は、所定の入学願書等に検定料を添付して提出しなければならない。

(入学者の決定)

第 26 条 入学志願者に対しては、別に定める入学試験を行う。

第 27 条 入学試験の結果合格した者は、別に定める入学の手続きを取らなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学)

第 28 条 病気その他やむを得ない理由により 3 ヶ月以上修学することができないときは、保証人連署の上、休学を願い出ることができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命じることがある。

(休学期間)

第 29 条 休学の期間は、当該年度を超えることはできない。なお、引続き休学を希望する場合は、あらかじめ休学願を提出しなければならない。ただし、休学期間は通算 2 年を超えることはできない。

2 休学期間は第 18 条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第 30 条 休学期間中においても、その事由が消滅した場合は、復学を願い出ることができる。

(退学)

第 31 条 退学を希望する者は、保証人連署の上、退学願を提出しなければならない。

(再入学)

第 32 条 退学した者が再入学を願い出た場合、研究科委員会において審査の上、これを許可することができる。

(留学)

第 33 条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、外国の大学院又はこれに相当する教育・研究機関等に留学することができる。

2 留学の期間は 1 年とし、これを延長する必要がある場合は、1 年ごとに申請するものとする。ただし、留学期間は、原則として 2 年を超えることはできない。

3 留学期間中、外国の大学院において取得した単位については、第 17 条の規定を準用する。

(除籍)

第 34 条 次に該当する者は、除籍する。

(1) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(2) 第 6 条の在学期間を経て、なお所定の課程を修了できない者

(3) 学生納付金を納付期日を過ぎて督促して、なお納付しなかった者

第 7 章 科目等履修生、聴講生、特別研究生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 35 条 本大学院研究科の授業科目のうち、特定の科目等の履修を希望する者がいるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可し、履修科目の単位を認定することができる。

(聴講生)

第 36 条 本大学院研究科の授業科目のうち、特定の科目等の聴講を希望する者がいるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

(特別研究生)

第 37 条 本大学院において、特定の課題について研究指導を受けることを希望する者がいるときは、選考の上、特別研究生として入学を許可することができる。

2 特別研究生となることのできる者は、本大学院学則第 23 条の資格を有する者及び他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき認められた当該大学院に在籍するものとする。

3 特別研究生の期間は、1 年以内とする。ただし、審査の上、期間延長を許可すること

ができる。

(委託生)

第 38 条 公共団体又はその他の機関から本大学院の特定科目について修学を委託される者があるときは、選考の上、委託生としてこれを許可することができる。

(外国人留学生)

第 39 条 本大学院に、外国人留学生として入学を志願する者には、別に定めるところにより選考の上、入学を許可することができる。

第 8 章 入学検定料及び学生納付金

(学生納付金等)

第 40 条 入学検定料及び学生納付金については、別表第 2 及び別表第 3 の定めるところによる。ただし、長期履修学生に係る学生納付金については、別表第 4 の定めるところによる。

(学生納付金の減免等)

第 41 条 所定の期日までに休学願を提出した場合に限り、休学期間中の授業料は徴収しない。ただし、学期の中途において休学もしくは復学した者は、その全期間の授業料を徴収する。

2 学年の途中で退学する者は、学生納付金を納付しなければならない。ただし、所定の期日までに退学願を提出した場合に限り、その期間の学生納付金を徴収しない。

3 修了延期者の授業料その他の納付金は、別に定める。

第 42 条 いったん納入した入学検定料、学生納付金は返還しない。

第 43 条 成績優秀、品行方正にして、経済的援助を必要とする学生に対し、入学後の授業料の全部又は一部を免除し、または貸与することがある。

第 9 章 懲 戒

(懲戒)

第 44 条 本大学院学則に違反し、その他学生の本分にもとる行為をなした者は、研究科委員会の議を経て、その軽重によりこれを懲戒することができる。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学の 3 種とする。ただし、退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (3) 正当の理由がなくして欠席が長期にわたる者

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2004 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2004 年 3 月 31 日に人間生活学研究科人間生活学専攻に在学する者にかかる授業科目については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2005 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2006 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2006 年 3 月 31 日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2007 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2007 年 3 月 31 日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2008 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2008 年 3 月 31 日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2011 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2011 年 3 月 31 日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1 - 1 人間生活学専攻

区分	授 業 科 目	開設単位数	必修単位数	選択単位数	備 考
人間生活分野	人間生活学特講Ⅰ(人間生活学原論)	2		2	30 単位以上修得し、かつ修士論文の審査および最終試験に合格することとする。
	人間生活学特講Ⅱ(生活と教育)	2		2	
	人間生活学演習	4		4	
	人間生活学特講Ⅲ(人間と宗教)	4		4	
	人間生活学特講Ⅳ(生活と思想)	4		4	
	人間生活学特講Ⅴ(生涯発達と学習)	4		4	
生活環境分野	生活環境学特講Ⅰ(都市環境論Ⅰ)	2		2	※所属する分野の特別研究とその指導教員の講義および演習を必修とする。
	生活環境学特講Ⅱ(都市環境論Ⅱ)	2		2	
	生活環境学演習Ⅰ	4		4	
	生活環境学特講Ⅲ(生活環境論)	4		4	
	生活環境学演習Ⅱ	4		4	
	生活環境学特講Ⅳ(家族と生活文化)	4		4	
	生活環境学特講Ⅴ(人間生活と食文化)	2		2	
	生活環境学特講Ⅵ(人間生活と衣文化)	2		2	
生活福祉分野	生活福祉学特講Ⅰ(障害と福祉Ⅰ)	2		2	※所属する分野以外の各分野の科目を1科目以上選択する。
	生活福祉学特講Ⅱ(障害と福祉Ⅱ)	2		2	
	生活福祉学演習Ⅰ	4		4	
	生活福祉学特講Ⅲ(医療と福祉)	4		4	
	生活福祉学演習Ⅱ	4		4	
	生活福祉学特講Ⅳ(地域福祉)	4		4	
	生活福祉学特講Ⅴ(経済と福祉)	4		4	
特別研究		6	6		
計		74	6	68	

別表第 1 - 2 食物栄養学専攻

区分	授 業 科 目	開設単位数	必修単位数	選択単位数	備 考
科 基 礎	食物栄養学概論	2		2	30 単位以上修得し、かつ修士論文の審査および最終試験に合格することとする。 ※「食物栄養学総合講義」を必修とする。 ※所属する分野の特別研究とその指導教員の講義、演習および食物栄養学研究法を必修とする。 ※所属する分野以外の各分野の科目を1科目以上選択する。
	栄養統計学概論	2		2	
食 品 品 質 分 野	食品品質学特論Ⅰ	2		2	
	食品品質学演習Ⅰ	4		4	
	食品品質学特論Ⅱ	2		2	
	食品品質学演習Ⅱ	4		4	
	食品調理機能学特論	2		2	
生 体 機 能 分 野	生体機能学特論Ⅰ	2		2	
	生体機能学演習Ⅰ	4		4	
	生体機能学特論Ⅱ	2		2	
	生体機能学特論Ⅲ	2		2	
	生体機能学演習Ⅱ	4		4	
栄 養 管 理 分 野	公衆栄養学特論	2		2	
	公衆栄養学演習	4		4	
	栄養管理学特論Ⅰ	2		2	
	栄養管理学演習	4		4	
	栄養管理学特論Ⅱ	2		2	
共 通	食物栄養学総合講義	4	4		
	食物栄養学研究法	4	4		
特 別 研 究		6	6		
計		60	14	46	

別表第2 入学検定料

検 定 料	30,000 円
-------	----------

別表第3 授業料その他の納付金

年度	専攻	学 年	費 目	備 考
2011 年度学生納付金一覧	人間生活学専攻	1 年次	入学申込金 100,000 円	
			授業料 (年額) 700,000 円	
	教育充実費 (年額) 100,000 円			
	2 年次	授業料 (年額) 700,000 円		
教育充実費 (年額) 100,000 円				
食物栄養学専攻	1 年次	入学申込金 100,000 円		
		授業料 (年額) 700,000 円		
教育充実費 (年額) 200,000 円				
2 年次	授業料 (年額) 700,000 円			
	教育充実費 (年額) 200,000 円			

別表第4 長期履修学生に係る授業料その他の納付金

年度	専攻	履修計画年数	学 年	費 目	備 考
2011 年度 学生 納付金一覽	人間生活学専攻	3年	1年次	入学申込金 100,000円 授業料(年額) 470,000円 教育充実費(年額) 70,000円 合 計 640,000円	
			2年次	授業料(年額) 470,000円 教育充実費(年額) 70,000円 合 計 540,000円	
			3年次	授業料(年額) 460,000円 教育充実費(年額) 60,000円 合 計 520,000円	
		4年	1年次	入学申込金 100,000円 教育充実費(年額) 350,000円 授業料(年額) 50,000円 合 計 500,000円	
			2年次	授業料(年額) 350,000円 教育充実費(年額) 50,000円 合 計 400,000円	
			3年次	授業料(年額) 350,000円 教育充実費(年額) 50,000円 合 計 400,000円	
			4年次	授業料(年額) 350,000円 教育充実費(年額) 50,000円 合 計 400,000円	
		食物栄養学専攻	3年	1年次	入学申込金 100,000円 授業料(年額) 470,000円 教育充実費(年額) 140,000円 合 計 710,000円
	2年次			授業料(年額) 470,000円 教育充実費(年額) 140,000円 合 計 610,000円	
	3年次			授業料(年額) 460,000円 教育充実費(年額) 120,000円 合 計 580,000円	
	4年		1年次	入学申込金 100,000円 授業料(年額) 350,000円 教育充実費(年額) 100,000円 合 計 550,000円	
			2年次	授業料(年額) 350,000円 教育充実費(年額) 100,000円 合 計 450,000円	
3年次			授業料(年額) 350,000円 教育充実費(年額) 100,000円 合 計 450,000円		
4年次			授業料(年額) 350,000円 教育充実費(年額) 100,000円 合 計 450,000円		